

## 大分県次世代育成支援対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 少子化の急速な進行に対応して、県が取り組むべき次世代育成支援対策について、総合的かつ効果的に施策を実施するため、大分県次世代育成支援対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 次世代育成支援対策に関する施策の企画・調整に関すること。
- 二 次世代育成支援対策に関する施策の効果的推進に関すること。
- 三 次世代育成支援対策に関する調査・研究に関すること。
- 四 その他次世代育成支援対策に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (職務等)

第4条 会長は、推進会議を統括し、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

### (連絡会議)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、必要に応じ連絡会議を開催する。

- 2 連絡会議は、協議しようとする内容に係る総務企画監、構造改革企画監、企画調整監、組織管理監及び関係課室の職員等をもって構成する。
- 3 連絡会議は、福祉保健部こども未来課長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉保健部こども未来課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 附則 この要綱は、平成12年7月24日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成17年5月31日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長、企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、病院局長、教育長、警察本部警務部長

大分県次世代育成支援対策推進会議 委員名簿  
 大分県次世代育成支援対策推進会議連絡会議 構成員名簿

大分県次世代育成支援対策推進会議		大分県次世代育成支援対策推進会議連絡会議	
会 長	副知事	議 長	こども未来課長
			こども・家庭支援課長
委 員	総務部長		行政企画課総務企画監
〃	企画振興部長		政策企画課総務企画監
〃	福祉保健部長		福祉保健企画課総務企画監
〃	生活環境部長		生活環境企画課総務企画監
〃	商工観光労働部長		商工観光労働企画課総務企画監
〃	農林水産部長		農林水産企画課構造改革企画監
〃	土木建築部長		建設政策課企画調整監
〃	病院局長		大分県立病院事務局総務経営課 総務企画監
〃	教育長		教育庁教育改革・企画課総務企画監
〃	警察本部 警務部長		警察本部警務部警務課組織管理監

(平成31年4月26日現在)